

総合評価方式を適用した工事における評価の誤りについて

平成30年8月10日
茨城県土木部道路建設課

茨城県が発注した総合評価方式一般競争入札の工事において技術評価点の誤りがあり、適正な評価をしていた場合、入札結果の順位に変動があったことが判明いたしました。

このため、県では、本来の落札者との契約に向け手続きを進めてまいりましたが、本来の落札者から辞退の申し出があったため、入札参加者全員の了承を得た上で、当該企業の辞退に伴い評価値が1位となる入札者との契約である現契約を継続することといたしました。

県民の皆様にご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。今後は適切な評価を行い、再発防止に努めてまいります。

詳細は、以下のとおりです。

1 評価に誤りがあった工事

- ・工事名 一般国道461号(仮称)北沢トンネル本体工事(その2)
- ・工事箇所 常陸太田市折橋町地内
- ・工事内容 トンネル工事(L=770m)
- ・工期 平成30年6月18日~平成32年3月15日

2 誤りの概要

- ・本件入札は、総合評価方式一般競争入札を採用しており、落札者の決定にあたっては、入札価格に加え、企業の技術能力等を総合的に評価の上、落札者を決定しております。
- ・これにより、評価値(技術評価点/入札価格)の最も高い下表のA社(3者JV(特定建設工事共同企業体))と契約を締結しました。
- ・その後、「いばらき電子入札共同利用 入札情報サービス」において総合評価方式に関する評価調査を公表したところ、技術評価点の誤りについて指摘があり、内容を精査したところ、誤りが確認されました。
- ・今回の誤りは、B社(3者JV)の技術評価点のうち、新規雇用計画の項目について、本来2点とすべきところを0点としていたものであり、この影響により評価値の算出に誤りが生じました。
- ・これに基づいて適正な評価をした場合、B社の評価値が1位となることから、本来であればB社を落札者とすべきでした。

入札参加者	入札書記載金額(b) (千円)	誤		正		備考
		技術評価点(a)	評価値(a)/(b)	技術評価点(c)	評価値(c)/(b)	
A社	2,039,022	133.3	0.653	133.3	0.653	落札者(誤り)
B社	2,039,022	131.6	0.645	133.6	0.655	本来の落札者

注:(その1)工事においても同じ評価の誤りがありましたが、落札者に変更はありませんでした。

3 対応結果

- ・県では、入札参加者全員に対し、A社との契約を解除した上で、本来の落札者であるB社と契約を締結したい旨の説明を行いました。
- ・この説明に対して、入札参加者全員から同意をいただきましたが、その後、本来の落札者であるB社から、落札を辞退したいとの申し出がありました。
- ・このため、再度、入札参加者全員に説明し了承を得た上で、B社の辞退に伴い評価値が1位となるA社との契約を継続することといたしました。

4 他工事の点検結果

- ・今回の事態を踏まえ、当課において、現在工事中のJV工事21件(すべて総合評価方式)の評価内容について点検したところ、すべての工事で誤りはありませんでした。

5 再発防止策

- ・今後、総合評価を適用する工事において適切な評価を行えるよう、「チェック体制の強化」、「職員研修の拡充」、「提出資料様式の統一化」等の再発防止策を講じてまいります。